

この今を、未来を、守る。 陸海空自衛官等募集

平成29年度自衛官等の募集受付が始まります。

募集種目	特徴	資格	受付期間	試験日
航空学生	航空・海上自衛隊の航空機パイロットを養成	航空：高卒(見込含) 21歳未満の者 海上：高卒(見込含) 23歳未満の者	7月1日～ 9月8日	1次 9月18日 2次 10月17日～22日内1日 3次 11月18日～12月21日内1日
一般曹候補生	陸海空自衛隊の曹となる自衛官を養成	18歳以上 27歳未満の者	第2回 7月1日～ 9月8日	1次 9月16～17日内1日 2次 10月7日～8日内1日
自衛官候補生	任期を定めた自衛官で技能訓練などが中心	18歳以上 27歳未満の者	年間を通じて募集	第2回は7月15日・16日・22日・23日に試験があります。

防衛大学校学生・防衛医科大学校医学科学生及び同看護学科学生は9月に受付が行われ、陸上自衛隊高等工科学校生徒は11月に受付が行われます。

詳細は下記問合せ先をお願いします。

問 自衛隊茅野地域事務所 茅野商工会議所会館1階 茅野市塚原1-3-20
☎82-6785 URL:<http://www.mod.go.jp/pco/nagano/>

—消費者見守り情報 No.77—

～消費生活サポーターになりませんか?～

問 住民福祉課 住民係 ☎62-9112 茅野市消費生活センター ☎72-2101(内線 256)
長野県中信消費生活センター ☎0263-40-3660

県内各地域の消費生活センターなどが受けている苦情相談は毎年相当の件数があり、相談の4割程度は60歳以上の方からの相談となっています。一方、高齢者をターゲットにした県内の特殊詐欺被害は依然として多く、核家族化が進んでいる現状においては、高齢者の消費者被害は深刻な状況にあるといえます。

このような状況への対策の一つとして、長野県では、身近な地域や職場などで消費生活に関するリーダーとして高齢者の消費者被害を防止するため、「気づき」「声かけ」「つなぎ」役を果たすとともに、啓発や教育活動等にかかわっていただく「長野県消費生活サポーター」の養成を本年度も行います。養成講座受講後に、サポーター登録をしていただくことにより、地域での活動にかかわっていただけます。

募集概要

- 富士見町で取りまとめを行う対象者
町内に居住する消費生活サポーターとしての活動を希望する者で、所属する勤務先、学校及び団体等がない者、又は当該団体等を経由しないで応募する者
- 応募時に必要な書類
消費生活サポーター申出書(様式1)及び誓約書(様式2) ※必要な場合は住民係に申出てください。
- サポーター認定
県が開催する「消費生活サポーター養成講座」の受講を完了した応募者を、消費生活サポーターとして認定し、認定証を交付する
- 養成講座
7月に第1回開催、10月に第2回開催
- サポーターの具体的な活動
 - ・各地域・職域における消費者への啓発、消費者教育の実施
 - ・消費者トラブルの相談窓口への誘導
 - ・地域における消費者被害防止のための見守り活動への参加、協力
 - ・消費生活に関する講座・セミナー等への参加
 - ・サポーターとしての経験等により、公民館活動等地域の集会及び職域における消費生活講座などの講師として活動



以上が概要となります。希望や興味がある方はお問い合わせください。